

医療関係職員のための個人情報取扱ハンドブック ～医療情報システムの安全管理に係る 個人情報保護のための基本ルール集～



これまで多くの医療関係職員の皆様に手に取っていただきました「医療関係職員のための個人情報取扱ハンドブック～個人情報保護のための基本ルール集 第2.1版」(2014年4月発行)ですが、このたび約6年ぶりに見直し、2021年4月に第2.5版を発行いたします。日々の業務で、医療情報システムを利用する医療関係職員の方々が、個人情報を安全に上手く利用するために、利用者としてどのようなことに注意することが必要なのか、分かりやすい挿絵入りの冊子にまとめました。付録には「自己点検チェックリストの例」も付いていますので、ぜひ、院内研修や新人研修のテキストとして、本小冊子をお役立ていただき、お手元に置いていただければ幸いです。

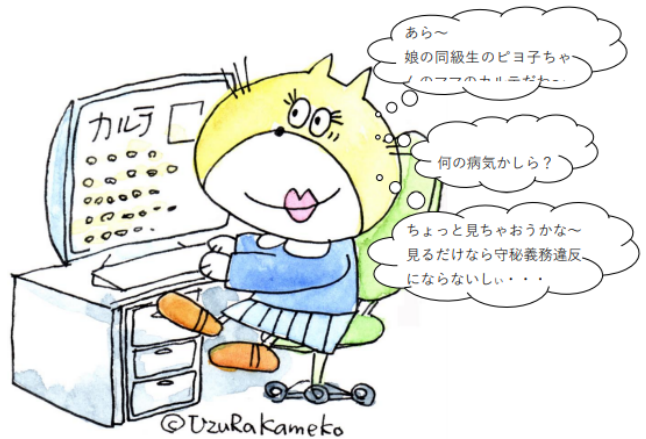
目次

はじめに	2
解説を始める前に 個人情報の不正な利用はいつでも起こり得ます	
個人情報って何?	
1. 医療情報システムを安全に利用するために医療関係職員(利用者)の留意事項	
2. 日々の診療に、医療情報システムの利用は不可欠に	
コラム 1	
3. 適切なIDとパスワードに	
3. 1. パスワードは適切に設定	
コラム 2	
3. 2. パスワードは適切に管理	
4. 不正閲覧の禁止(アクセス権を越えた操作の禁止)	
4. 1. アクセス権を越えた個人情報を閲覧しません	
5. 個人情報の目的外利用の禁止	
6. プライバシーの尊重	
6. 1. 業務上知りえた情報を適切に管理	
6. 2. プライバシーの侵害を防止	
7. システム異常時の報告	
7. 1. システムの異常を感じたら	
8. 個人情報の漏洩を防止	
8. 1. 整理整頓に努めます	
8. 2. 帰宅時もクリアデスク	
8. 3. ちょっと席を離れるときは	
8. 4. 個人情報は人目に触れないようにします	25
8. 5. 個人情報を人目のあるところから隠します	
8. 6. 個人情報を含む文書類	
8. 7. 来訪者(外注事業者等)には	
9. 個人情報の適切な廃棄	
9. 1. 紙媒体の廃棄に注意し	
9. 2. 電子媒体は適切に廃棄	
10. 情報機器の適切な取扱	
10. 1. ウィルス対策を徹底	
コラム 3	
10. 2. 私物の機器は使用しない	
11. 情報システムの利用	
11. 1. 電子メール利用のとき	
コラム 4	35
11. 2. 導入ソフトウェアの取扱に注意します	36
12. その他の対策	37
12. 1. ソーシャルエンジニアリングには適切に対応します	37

本文

4. 不正閲覧の禁止(アクセス権を越えた操作の禁止)

4. 1. アクセス権を越えた個人情報を閲覧しません



興味本位の個人情報の閲覧は、プライバシーの侵害です!

不正閲覧の禁止

- 閲覧可能であっても、職務上必要のない人(患者、医療機関利用者、同僚、知人、有名人など)の診療情報や個人情報の閲覧は厳禁です。
- 興味本位の個人情報の閲覧はプライバシーの侵害に当たります。
- 不正閲覧の防止には、アクセスログの取得と確認が必要となります。システム管理者には、定期的アクセスログを確認しアクセス状況を確認することが求められます。
- 他人のID、パスワードを奪取・盗用して、その者になりすましてアクセス認証を越える行為は、不正アクセス禁止法違反となり、犯罪です。